

平成23年12月22日

参考資料

総合特別区域の指定について

本日、国により総合特区の指定結果が公表され、本県が申請した「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」は指定され、「かながわグリーンイノベーション地域活性化総合特別区域」は指定対象外となりました。

1 指定の経過

- 平成23年 9月30日 指定申請
- 11月14日 総合特別区域評価・調査検討会によるヒアリング対象の決定、公表
- 11月18日 「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」ヒアリング
- 11月25日 「かながわグリーンイノベーション地域活性化総合特別区域」ヒアリング
- 12月22日 総合特区の指定、公表

2 申請の概要

(1) 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

(横浜市・川崎市との共同申請)

- 総合特別区域制度を活用することにより、京浜臨海部に集積する産業基盤等の地域資源を最大限に活用しつつ、グローバル企業が先導して医薬品・医療機器産業を活性化させることで、国際競争力向上、関連産業や中小企業等への波及効果を引き出し、経済成長とライフイノベーションを実現する。

(2) かながわグリーンイノベーション地域活性化総合特別区域

(県単独申請)

- 総合特別区域制度を活用することにより、効率的なエネルギー需給を地域において実現する「かながわスマートエネルギー構想」を推進するとともに、これを支えるエネルギー・環境関連産業の集積を図り、グリーンイノベーションを推進し、地域における経済の活性化と持続的な発展を実現する。

3 国際戦略総合特区指定の状況

申請件数11件のうち7件が指定され、その他の特区は以下のとおりです。

- ・北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区(北海道、札幌市等)
- ・つくば国際戦略総合特区(茨城県、つくば市等)
- ・アジアヘッドクォーター特区(東京都)
- ・アジアNO.1航空宇宙産業クラスター形成特区(愛知県、岐阜県等)
- ・関西イノベーション国際戦略総合特区(京都府、大阪府等)
- ・グリーンアジア国際戦略総合特区(福岡県、北九州市等)

4 今後の予定

(1) 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

- ・総合特区法に基づき設置される「国と地方の協議会」において、規制の特例措置や財政支援措置等について協議
- ・「国と地方の協議会」の結論を踏まえ、国が規制の特例措置、支援措置を制度化
- ・規制の特例措置等を活用した事業等を記載した「総合特区計画」を作成
- ・国の認定を受けた「総合特区計画」に基づき、事業を実施

(2) かながわグリーンイノベーション地域活性化総合特別区域

指定対象外となった理由を分析の上、地域協議会のメンバーとも相談しながら、再申請について検討予定

問い合わせ先

(総合特別区域制度全般、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区について)

神奈川県政策局政策調整部特定政策推進課

課長 守屋

電話 045-210-3250

(かながわグリーンイノベーション地域活性化総合特別区域について)

神奈川県環境農政局新エネルギー・温暖化対策部交通環境課

課長 松浦

電話 045-210-4130

神奈川県商工労働局産業部産業活性課

課長 川合

電話 045-210-5550